

議案第74号

琴浦町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

別紙のとおり、琴浦町下水道事業の設置等に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年9月7日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和3年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和3年琴浦町条例第 号

琴浦町下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)の規定に基づき、琴浦町下水道事業(以下「下水道事業」という。)の設置及び経営の基本その他必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第2条 町民が健康で安全かつ快適に生活するため、環境衛生向上及び地域の発展に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するため、下水道事業として、次の事業を設置する。

- (1) 公共下水道事業
- (2) 農業集落排水事業

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定を適用する。

(経営の基本)

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の区域及び施設は、次のとおりとする。

- (1) 区域 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定め
た事業計画に定める区域
- (2) 施設 前号の事業計画に定める管渠、ポンプ場及び処理場

3 農業集落排水事業の区域及び施設は、次のとおりとする。

- (1) 区域 琴浦町農業集落排水処理施設条例(平成16年琴浦町条例第153
号)別表に定める区域
- (2) 施設 琴浦町農業集落排水処理施設条例別表に定める施設

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任がある全ての場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは次のとおりとする。

(1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が10万円以上のもの

(2) 法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が10万円以上のもの

(会計事務の処理)

第8条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金及び公印の保管に関する事務

(業務状況説明書類の作成)

第9条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算状況を、5

月 31 日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第 1 項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

第 2 条 この条例の規定に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(琴浦町特別会計条例の一部改正)

第 3 条 琴浦町特別会計条例(平成 16 年琴浦町条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第 2 項の規定により、次に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1)～(11) 略	(設置) 第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第 2 項の規定により、次に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1)～(11) 略 <u>(12) 琴浦町農業集落排水事業特別会計</u> <u>農業集落排水事業のため</u>

(12) 略
 (13) 略
 (14) 略
 (歳入及び歳出)

第2条 特別会計の歳入歳出は、次のとおりとする。

会計名	歳入	歳出
琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計	国・県支出金、繰入金その他の収入	貸付事業費その他の支出
略		

(13) 琴浦町下水道事業特別会計 下水道事業のため
 (14) 略
 (15) 略
 (16) 略
 (歳入及び歳出)

第2条 特別会計の歳入歳出は、次のとおりとする。

会計名	歳入	歳出
琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計	国・県支出金、繰入金その他の収入	貸付事業費その他の支出
琴浦町農業集落排水事業特別会計	国・県支出金、繰入金その他の収入	農業集落排水施設費その他の支出
琴浦町下水道事業特別会計	国・県支出金、繰入金その他の収入	下水道費その他の支出
略		

(琴浦町農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第4条 琴浦町農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

別表(第2条関係)

施設の名称、位置及び区域

施設の名称	位置	区域
倉坂地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字倉坂	倉坂
伊勢崎地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字槻下	中尾、伊勢野、槻下中村、斉尾、二軒屋、斉尾団地、槻下北団地、槻下南団地、金屋
川東地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字杉下	杉下、森藤
古布庄東地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字法万	上法万、八反田、宮場の一部、矢下
上郷地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字山田	公文、山田、大杉、福永、野田
古布庄北地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字光好	上光好、下法万、杉地

別表(第2条関係)

施設の名称、位置及び区域

施設の名称	位置	区域
倉坂地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字倉坂	倉坂区域
伊勢崎地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字槻下	槻下区域
川東地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字杉下	川東区域
古布庄東地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字法万	古布庄東区域
上郷地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字山田	上郷区域
古布庄北地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字光好	古布庄北区域

古布庄南地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字古長	<u>中津原、上三本杉、下三本杉、別宮、古長</u>	古布庄南地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字古長	<u>古布庄南区域</u>
以西地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字竹内	<u>竹内、赤碕金屋、宮木、大熊、国実大父、平田ヶ平、大父木地、山川の一部</u>	以西地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字竹内	<u>以西区域</u>
山川木地地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字山川	<u>山川木地</u>	山川木地地区農業集落排水処理施設	琴浦町大字山川	<u>山川木地区域</u>

(琴浦町公共下水道の設置に関する条例の廃止)

第5条 琴浦町公共下水道の設置に関する条例(平成16年琴浦町条例第176号)は、廃止する。